

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、多可町、神河町

## 2 構造改革特別区域の名称

多自然居住促進特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本区域は、兵庫県の中央部に位置し、地形的に隣接しており、中国山地の1,000m級の笠形山、千ヶ峰、暁晴山及び千町ヶ峰等の山裾に位置し、それら山地の谷間に広がる中山間の農山村地域で、県内最大河川の加古川水系又はそれに次ぐ市川水系最上流域の緑豊かな山々や清流を擁する自然環境に恵まれた、日本のふるさとの原郷とも言える地域である。

本区域の2町は、神戸市や姫路市から中国自動車道や播但自動車道等を利用して自動車で1時間半以内の距離にある。大都市地域に比較的近接していることから、早くから都市農村交流事業への取り組みも盛んで、棚田オーナー制度、滞在型市民農園、農村公園などのグリーンツーリズムや農村体験のための施設なども数多く整備されている。

しかし、本区域の合計人口は、1955年（昭和30年）に45,014人でピークとなった後、2000年には、38,831人となり、45年間で6,183人減少（13.7%減）しており、さらに、今後の人口推計を見ると、2020年で35,725人と推計され、2000年から20年後には、さらに3,106人減少（8.0%減）すると予想されており、当区域においては過疎化、少子・高齢化が、今後とも一層進展するものと考えられる。

このような中で当区域では、地域活性化を図るため、滞在型市民農園などの都市農村交流の取り組みの一層の促進とともに、地域に融合し活性化に貢献していただける都市住民の半定住・定住を促進するため、地域住民の参画と協働のもとに、県の支援のもとに多自然居住（新・田舎暮らし）の先導的モデル事業の整備を図る多自然居住パイロット事業にも取り組んでいる。

多自然居住とは、自然環境豊かな多自然地域で、自然に親しみ、自然に学び、地域社会への貢献等も図りながら、自然環境と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現をめざすものである。具体的には、自然環境豊かな多自然地域における一時滞在から、半定住・定住を想定している。

しかし、次の<表1><表2>に示すとおり、サル、シカ、イノシシなど有害鳥獣被害の拡大などにより地域住民の営農意欲に低迷が見られ、耕作放棄地の増加、新規就農の低迷、都市住民の定住・半定住意欲の減退などが懸念される。

<表1> 農業における鳥獣別被害額

（単位：千円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
サル	3,196	2,663	2,901
シカ	14,557	9,444	10,788
イノシシ	6,150	4,875	3,589
その他	1,071	1,980	2,468
計	24,974	18,962	19,746

<表2> 林業における鳥獣被害額及び面積 (単位：h a、千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
面積	3.6	8.8	27.5
金額	17,749	16,981	54,700

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当区域は、過疎化、高齢化等の進行により、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加が著しくなっており、担い手不足に伴い集落の共同作業にも支障をきたしつつある。また、野生鳥獣害も増加しつつあり、国土保全・水源涵養・農村景観の保全など農地の持つ多面的機能が失われつつある。今後、さらに高齢化が進行すれば農業後継者も少ないことから、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは耕作放棄地の拡大と農業の担い手不足の問題が解決できない状況となっている。

また、過疎化、少子化等の進行により、小学児童数も大幅に減少しつつあり、すでに地域によっては小学校の統廃合も行われている状況で、地域活力の低下への対策が急務となっている。当区域では、このような状況に対応して、都市農村交流事業に早くから先進的に取り組み、交流人口の増加など一定の成果をあげて来ているが、定住人口の増加はそれほど図れていない状況である。

こうした中、近年、社会経済情勢の変化に伴い、都市住民の中には、こころの豊かさを重視し、自然志向やふるさと志向が高まっており、農林業体験等を通じて農山村でゆとりある休暇を過ごすグリーンツーリズムや、豊かな自然環境の中でのゆったりとした半定住や、定住のニーズが高まりつつある状況である。

このような背景を受け、兵庫県では、都市地域と農山漁村で構成される多自然居住地域との間において、各地域の個性を生かした新たな交流と定住を展開し、多自然居住地域の活性化を図れるよう、豊かな自然環境と調和したゆとりある新しいライフスタイルとして「多自然居住(新・田舎暮らし)」のまちづくりを提案し、全県的にその普及啓発を推進するとともに、当該地域において多自然居住の先導的モデル実現等の施策に取り組んでいるところである。

今後は、都市地域と多自然居住地域との間で「人・情報(ノウハウ)・金」が循環する社会の実現や、“美しく活力ある多自然居住地域の創造”をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置を活用しながら、多様な主体の参画と協働により、多自然居住の受け入れ態勢の整備や地域活性化に結びつくグリーンツーリズムの一層の推進、地域資源を活用した新しい産業の創出と雇用の場の確保、並びに有害鳥獣被害の軽減を図りながら地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農の促進や多様な担い手確保に取り組み、都市と農山村の共生・対流のモデル構築を目指すものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、当該地域の豊かな自然や多彩な歴史文化、豊富な食材といった地域資源を活用して、都市と農山村の相互理解を深めるなど、都市農村交流を発展させ、互いに参画と協働を促進し、さらに都市住民の多自然居住(新・田舎暮らし)を促進することにより、都市地域と多自然居住地域の新たな共生と「人・情報(ノウハウ)・金」の循環システムを構築し、都市から農山村への人口の逆流動を図る国民的運動への展開を図り、安全・安心な食の生産拠点・交流拠点を形成することや癒しの定住拠点づくりを推進することで、地域経済の活性化と地域雇用の創造及び地方からの構造改革の推進を実現するものである。

### (1) 多自然居住の促進と農山村地域の活性化

NPO法人等の非営利団体による空き家情報提供等を推奨するとともに、多自然居住型の宅地分譲等を行い、都市の多自然居住希望者の多自然居住地域における定住の受け皿を整備するとともに、併せて、地域住民やNPO法人等による多自然居住の支援組織の整備を図る。また、農地取得に係る下限面積要件の緩和や、市民農園での農業体験交流を促進することにより、多自然居住者の新規就農を支援する。そして過疎化が進展する農山村地域において都市からの多自然居住者は、地域社会に融和しながら、都市で培った知識や経験、人のつながり等を活かして、地域活性化やコミュニティ活動の維持・発展に貢献する。

### (2) 新たな担い手の確保による農地保全と農業経営の強化

企業やNPO法人等による農業参入の推進や、農地取得に係る下限面積要件の緩和、猟友会による有害鳥獣捕獲に加えて「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」の導入による有害鳥獣被害の軽減、農業法人等による就農支援資金の活用等によって新規就農を促進し、農業経営の新たな担い手の確保を図り、高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を持つ農地の保全と美しい農村景観の維持保全を図る。

また、農家やNPO法人等による市民農園の開設拡大により、多数の都市住民を農地保全の担い手として位置づけ、農家と都市住民との連携による農地保全と多自然居住者の新規就農の場の確保を図る。

さらに、企業やNPO法人の企業的センスや、都市からの多自然居住者等が持ち込む知識・ノウハウ・人のつながりに基づく農業経営の導入を図ることにより、新しい農業経営の普及啓発と販路の拡大等を促進し、農業経営の強化を図る。

### (3) グリーンツーリズムの一層の推進による地域経済の活性化

地域の豊かな自然環境や農林業、歴史・文化を活用したグリーンツーリズムをより一層推進するため、都市住民の宿泊滞在先となる農家民宿や農家民泊の開設を拡大するとともに、農業体験交流の場となる市民農園の開設を拡大し、既存の体験交流施設や地域資源とのネットワーク化を図り、また、都市住民等にも分かりやすく景観に配慮した美しい案内標識を統一的に整備し、都市と農山漁村の共生・対流のモデルとなるような、魅力ある滞在型グリーンツーリズムエリアの確立を図る。

さらに、農産物のブランド化を育成し、農林産物の販路拡大を図るとともに、地域内の農産物加工グループ等との連携を図り、地域ぐるみのグリーンツーリズムを推進することにより、地域全体への経済的波及効果を図る。また、地域住民が主体的にグリーンツーリズムに取り組むことにより、地域連帯感の醸成と地域住民の生き甲斐づくりを図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 自然環境と調和したゆとりある多自然居住の実現の促進、定住人口の増加

NPO法人等による空き家情報提供等と多自然居住型の住宅地分譲が推進され、また、地域住民による多自然居住支援組織等の整備により、地域社会に融合しやすい環境の整備が推進され、都市の多自然居住希望者の定住が促進されて、定住人口の増加が図られる。

【目標】：多自然居住による定住者人口の増加 150世帯450人（目標H20年度）  
（空き家活用による定住者人口の増加 50世帯150人）（同上、内数）

## (2) 新たな担い手による農業の活性化

都市部の人材の農業参入を促進し雇用対策とするとともに、新たな資金・人材が農業・農村に注入され、農業・農村が活性化される。また、NPO法人のような組織経営体などの多様な農業の担い手を育成することにより、持続的な農業の展開が図られ、遊休農地の拡大が防止される。

また、NPO法人等や経営感覚に優れた株式会社等による農業経営により多様な担い手が確保され、遊休農地の解消・拡大防止を図るとともに、産業としての農業の裾野の拡大と活性化が図られる。

さらに、有害鳥獣被害が軽減されることにより営農活動が安定し、農家の耕作意欲の増進、滞在型市民農園等でのグリーンツーリズムの拡大、新規就農希望者の就農促進及び耕作放棄地の発生防止、生産量の増加等、区域内経済の拡大と地域の活性化にも寄与する。

【目標】：都市部からの新規就農者の拡大 5名/年 (H20年度：25名)  
企業、NPO法人等による農業参入 参入数 7法人  
農林業における有害鳥獣被害額 74百万円 60百万円 (2割減)  
(H16年度) (H22年度)

## (3) 都市農村交流の促進による地域の活性化

農家民宿等の滞在型施設の整備や市民農園運営主体の拡大による豊かな農村資源の活用により、都市農村交流が促進され、農村地域が活性化される。

【目標】：市民農園の開設・運営 10ha (目標 H20年度)  
農家民宿の開設 5施設 ( " )  
観光入込客数 日帰り客：160万人、 宿泊客：11万人 (目標 H20年度)

## 8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 特定事業に関連する事業

網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

ひょうご狩猟免許取得推進特区（兵庫県全域）において、網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、狩猟免許保持者の増加を促進

狩猟後継者育成事業（県事業）

（社）兵庫県猟友会が実施する「初心者狩猟免許講習会」等を支援

シカ固体数管理・個体数調整事業（県・多可町・神河町）

シカの狩猟期間明けの一斉捕獲を、県が町と連携して支援

有害鳥獣駆除対策事業（多可町・神河町）

有害鳥獣駆除を猟友会へ委託し鳥獣の固体数調整を実施

鳥獣被害防除事業（県） 野猿捕獲特別奨励事業（神河町）

猟友会捕獲班が行う有害鳥獣捕獲活動に対して、捕獲奨励金を交付

野生動物防護柵集落連携設置事業（県） 野生動物防護策緊急設置事業（多可町）  
有害鳥獣防止対策施設設置事業（神河町）

地元集落が実施する、野生動物から農作物を防護するための防護柵設置事業を助成

防護柵維持管理事業（多可町）

地元集落が実施する防護柵の維持管理を助成

野生動物被害補償事業（県）

兵庫県農業共済組合連合会の農業共済制度で対象外の野生動物被害補償を助成

## (2) その他構造改革特別区域計画の実施に関する事業

構造改革区域計画を推進するため、多可町、神河町、地元住民、事業者及びNPO法人等は、独自に次の事業を実施する。

### 多自然居住促進事業の推進

区域内で多自然居住希望者の受け皿となる多自然居住型住宅地整備を促進するとともに、空き家や空き宅地の紹介など、多自然居住の受け入れについて積極的に情報発信を推進していく。また、地域住民等による多自然居住希望者受け入れのための多自然居住支援組織の設立や多自然居住希望者の相談等に応じる多自然居住支援員の設置等を促進し、地域住民の参画と協働のもとに、地域社会に融合しながら地域活性化にも貢献する多自然居住希望者の定住を促進する。

### 新規就農の促進

認定農業者等の熟練農業者の指導により、青年等や都市住民を対象とした新規就農希望者研修事業を行い、農業に関する知識、栽培技術の習得を進めることにより、農業以外からの農業への新規参入のハードルを下げ、新たな農業の担い手の育成を図る。

### 滞在型市民農園等の都市農村交流事業の促進

都市住民のニーズが高い滞在型市民農園について、地域住民の参画と協働のもとに、多様な主体による整備を推進し、マルチハビテーション型多自然居住の受け入れ施設の拡充を図るなど、多様な多自然居住の受け皿整備の促進を図る。また、都市地域との連携に関する取り組みを推進し、既存の宿泊施設等の有効活用や農村体験交流事業等の都市農村交流事業の一層の促進を図る。

### 北はりま田園空間博物館との連携の推進

多可町においては、NPO法人「北はりま田園空間博物館」が推進しているエコミュージアム事業と連携を強化して、地域の豊かな自然や歴史文化、伝統産業のほか住民の生活そのものを含めた地域資源の情報発信や体験活動を推進し、都市住民に対して多自然居住地域としての魅力を幅広く情報発信していく。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1303

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

網・わなの使用により、銃器以外の方法で有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持しない者が含まれることを認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

上記の2町においては、以前より鳥獣による農作物被害が頻発しており、特に近年は、サル、シカ、イノシシによる農作物被害が深刻となっている。

その一方で、有害鳥獣の捕獲活動を行っている猟友会の構成員は、〈表3〉に示すとおり人的には減少していないものの、年齢的には平均年齢が60歳と高齢化しており、特に重労働となる夏季の捕獲活動や箱わな等の重量物を用いた捕獲活動に支障を来している。

このため「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を実施し、鳥獣被害を受けている農業者や農業協同組合等が有害鳥獣捕獲活動に補助的に参加して捕獲活動を強化することによって、農作物の被害を削減し、農業経営の安定を図る。これにより、新規就農者や農ある生活を求めて半定住・定住を希望する多自然居住希望者の増大を促進する。

当該特例措置の認定後は、有害鳥獣の捕獲を目的として、各町の有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、狩猟免許保持者を指揮監督者とする捕獲チーム編成、安全講習会の開催、賠償・損害保険への加入、住民への周知徹底などの捕獲実施体制づくりを行う。これにより「捕獲技術、安全性等が確保されている。」と認められる。

なお、本特例を活用した有害鳥獣捕獲申請に対し、県が捕獲を許可するにあたっては、従事者全員の保険への加入と地元猟友会の協力体制の確保を要件とすることで、安全の確保を図っていく。また、町が事業を実施する場合にあっては、県が作成する鳥獣保護事業計画との整合性を図るとともに、県の許可権限に係る行為については兵庫県と調整を図ることとする。

<表3> 狩猟免許保持者数

(単位：人)

	網・わな	第一種(銃)	網・わな、1種	計
平成15年	18	65	28	111
平成16年	21	66	28	115